

岐阜労働局発表
平成31年2月28日(木)

【担当】

岐阜労働局 労働基準部 健康安全課
課長 澤田 幹男
課長補佐 安江 誠
電話 058-245-8103

登録教習機関に対する業務停止の行政処分について

岐阜労働局(局長 稲原俊浩)は、平成31年2月28日、労働安全衛生法に基づく登録教習機関である岐阜県立中津川工業高等学校(校長 片岡基靖)が実施したガス溶接技能講習について、労働安全衛生法で定められている規定時間を満たさない学科講習を行っていたため、下記のとおり、同講習について6月間の業務停止の行政処分を行った。

記

1 行政処分対象者

名称	岐阜県立中津川工業高等学校
代表者職氏名	校長 片岡 基靖
所在地	岐阜県中津川市千旦林 1521-3
登録番号	第18号
登録区分	ガス溶接技能講習

2 処分の内容

2019年3月4日から2019年9月3日までの間、労働安全衛生法に基づき登録を受けたガス溶接技能講習の業務を停止すること。

3 処分を行った日

平成31年2月28日

4 根拠となる法令条項

労働安全衛生法第 77 条第 3 項で読み替えて準用する同法第 53 条第 1 項第 2 号

5 処分の原因となった事実

平成 29 年 7 月 24 日から 25 日及び平成 30 年 7 月 24 日から 25 日に実施した、ガス溶接技能講習の学科講習について、講習時間が所定時間に満たない技能講習を実施したにもかかわらず、同技能講習修了証を交付したこと。

関 連 条 文 (要約)

労働安全衛生法 (昭和 47 年法律第 57 号)

(登録教習機関)

第 77 条第 3 項

第 53 条第 1 項の規定は、登録を受けて技能講習又は教習を行う者について準用する。

(登録の取消し等)

第 53 条第 1 項

厚生労働大臣は、登録製造時等検査機関が次の各号のいずれかに該当するに至ったときは、その登録を取り消し、又は 6 月を超えない範囲内で期間を定めて製造時等検査の業務の全部若しくは一部の停止を命ずることができる。

第 53 条第 1 項第 2 号 (読替規程による)

第 77 条第 6 項若しくは第 7 項の規定に違反したとき。

(登録教習機関)

第 77 条第 7 項

登録教習機関は、公正に、かつ、第 75 条第 5 項又は前条第 3 項の規定に従って技能講習又は教習を行わなければならない。

(技能講習)

第 76 条第 3 項

技能講習の受講資格及び受講資格及び受講手続きその他技能講習の実施について必要な事項は、厚生労働省令で定める。

ガス溶接技能講習規程 (昭和 47 年 9 月 30 日労働省告示第 110 号)

第 2 条

ガス溶接技能講習の学科講習は、次の表の上欄に掲げる講習科目に応じ、それぞれ、同表の中欄に掲げる範囲について同表の下欄に掲げる講習時間により行うものとする。

講習科目	講習範囲	講習時間
<p>ガス溶接等の業務のために使用する設備の構造及び取扱いの方法に関する知識</p>	<p>ガス溶接等の業務のために使用する可燃性ガス及び酸素の容器、導管、吸管、圧力調整器、圧力計等の構造及び取扱いの方法</p>	<p>四時間</p>
<p>関係法令</p>	<p>ガス溶接等の業務のために使用する可燃性ガス及び酸素の性状及び危険性に関する知識</p>	<p>二時間</p>
<p>関係法令</p>	<p>労働安全衛生法、労働安全衛生法施行令（昭和四十七年政令第二百十八号）及び労働安全衛生規則中の関係条項</p> <p>以下省略</p>	<p>一時間</p>